

読書コーナー

魔女の体力 40歳、女性が体力をつけるべきとき

著：イ・ヨンミ

出版：世界文化社

世の中には、バリバリと働きながら休日にも有意義に過ごす方もいる一方で、私は残業が続いたり、人混みにもまれ気力を消耗したりするだけで、家のことが回らなくなってしまいます。自分と色々な事をこなしている方との違いは何かと考えた時、様々な要因がありながらも一番は体力だと感じていた時に、この本を見かけて読んでみました。

本書は、体力のない編集者の筆者が、40歳で運動習慣を身につけ、人生が好転していった過程を描いたエッセイです。

きっかけは、子どもの運動会の保護者リレーで夫が2回も転んでしまったことでした。その日から夫はタバコをやめ、自転車



やマラソンを始めます。筆者はそんな夫を見ながらも、運動は自分と関係ないと思っていました。しかし、健康診断で高血圧と診断され、旅行先でも、若い頃なら挑戦していた山登りに「行きたくても行けない」自分に気付き、変化していく夫との差に焦りを感じます。

そこから、筆者は水泳を始めました。体の変化を徐々に感じ始め、その後マラソンにも挑戦し、最終的にはトライアスロンの大会に出場するまでになります。運動をすることでメンタルも鍛えられると筆者は語っていますが、大会中に挫折しそうになっても、「ここまでできたのだから」と続ける姿が印象的でした。文章からも、本当に運動が好きになったのだと伝わってきます。

私は運動があまり好きではなく、持久力が求められる種目は本当に苦手で、マラソンに至ってはただただ辛い記憶しかありません。同じような感覚だった筆者がどんどん運動好きになる姿は、私も頑張ってみようかなと前向きな気持ちにさせられました。

GWに気まぐれで始めたランニングは見事3日で挫折してしまいましたが、まずは無理なく長く続けられるレベルから体力作りに励み、少しでも運動が好きになれたらと思います。

(文責：高橋静)

将軍の日 (中期5カ年経営計画作成セミナー)

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみ立て、「将軍の日」と命名されました。

【受講料】

55,000円(税込)/名

2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ：めいわ税理士法人

027-361-5568 担当：森平



先行経営Tasseiを行いませんか！

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること！」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を、実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から

編集後記

秋も少しずつ深まり運動をしやすい季節です。ちょうど10月の第2曜日は「スポーツの日」。できる範囲で身体を動かしてみませんか。

めいわ新聞

MEIWA SHINBUN
令和8年10月号
第206号

高橋税経グループ

■めいわ税理士法人 Tel:027-361-5568

■群馬MS&Aセンター Tel:027-364-8040

■相模手続支援センター群馬 Tel:027-368-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:https://meiwa.tax E-mail:info@meiwa.tax



所長挨拶

仲秋の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今やこれなくしては一台のスマホも作れないと言われる台湾製の半導体ですが、世界の半導体の9

割を製造するまでに至った約60年の歴史を描いた「造山者〜一枚のチップが世界を変える〜」というドキュメンタリー映画が、先月、高崎芸術劇場のスタジオシアターで上映されました。第二次世界大戦後、中国との紛争も続く中、国土も狭く資源もない台湾は困窮を極めていたわけですが、そのような中、官民一体となってゼロからスタートしたのが半導体事業。当時半導体の先進国であったアメリカに、優秀な若手を何人も送り込み技術を学ばせるとともに、本国ではけなしの資金を集めて工場を建設する。まだ半導体の重要性すら認められていなかった当時から、国民の生活の向上を思い将来の可能性に懸けて構想し努力を続けた多くの人の姿が描かれていました。機会があったら是非皆さんもご覧ください。

群馬銀行の深井頭取と群馬県の山本知事が群馬県経済について対談したとの報道がありました。深井頭取によりまずと、インフレ経済の下で県内企業においても企業間格差が拡大しつつあるとのこと。バブル崩壊(1991年)を境に

日本はひたすらデフレ経済を歩み、多くの現役若手経営者はインフレを経験したことさえありません。35年もの間、如何にコストを下げ価格を下げるかに腐心してきた中で、コストの上昇を前提に価格を上げる戦略に転換する、意識を変えることは大変難しい事だと思います。しかしながら、それをやった企業とやらない企業の間で明らかに格差が開き始めているのです。

経営環境の劇的な変化にどう対応するか、今その厳しい選択を迫られていると言ってもいいでしょう。

イオン九州が、7月に発生した熊本地震で被災した設備の修繕費、商品破損額などの震災関連費用17億円を特別損失として計上すると発表しました。今回の熊本地震および8月9月の千葉豪雨の影響で、どれほどの企業がどれくらいの特別損失を計上する事になったか想像すらできません。いかに企業が日々努力して営業利益を計上しても、一つの大きな災害で全てが吹き飛ぶこともあるでしょうし、過去の利益の蓄積に食い込むことさえあるでしょう。

どこでどんな災害が起こるか分からない現在、今まで以上に利益を上げ留保する事を意識しておく必要があるように思います。

秋の長雨もようやく終わり、一年で一番過ごしやすい季節になりました。皆さまには健康には十分ご留意の上、毎日をお元気に過ごされますよう心からお祈り申し上げます。

Contents

P1 所長挨拶・目次
P2 税務トピックス

P3 Q&A
P4 読書感想文・将軍の日・編集後記

めいわ税理士法人 ～税務TOPICS～

【非上場株式】非上場株式の評価が変わる？

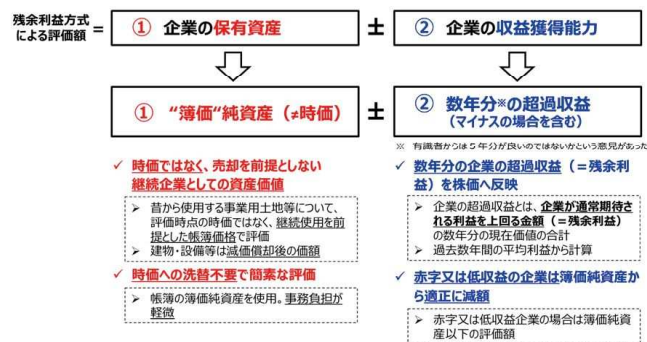
国税庁が示した見直しの方向性

8月20日、国税庁は第5回「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」を開催し、これまでの議論を踏まえた評価見直しの方向性を示しました。現時点では制度改正が決まったわけではありませんが、今後の非上場会社の相続・贈与や事業承継に大きく関わる可能性があります。

会社規模から「収益力」重視へ

現在、非上場株式は会社規模に応じて、大会社では「類似業種比準方式」、小会社では「純資産価額方式」を原則として評価します。今回の資料では、規模ごとに異なる評価方法が評価額の差や租税回避につながる可能性があるとして、会社規模による区分を廃止し、広い範囲の会社に共通する評価方式へ一本化する案が示されました。

そこで有力な候補となっているのが「残余利益方式」です。これは簿価純資産を基礎とし、そこに企業が通常期待される利益を上回って稼ぐ「超過収益」の数年分を加減して株価を算定する考え方です。売却価値を前提に土地などを時価換算するのではなく、継続企業としての価値を前提に簿価を用いるため、評価事務の簡素化も期待されています。



（引用）国税庁「第5回有識者会議（令和8年8月20日）議事要旨」

意図的な株価引下げへの対応

今回の見直しでは、株価を意図的に圧縮する租税回避スキームへの対応も論点となっています。

会社規模を操作する方法のほか、オペレーティング・リース、多額の役員報酬や役員退職金などで一時的に利益を圧縮するケースについては、非経常的な損益を除外した「正常利益」で評価する方向性が示されました。また、配当還元方式についても、株主構成などの操作による濫用を防ぐために、適用対象を見直す方向で検討されています。

今回示された内容はあくまで検討段階であり、今後そのまま制度化されるとは限りません。しかし、実現すれば非上場株式の評価実務は大きく変わる可能性があります。

特に事業承継を予定している会社では、今後の議論の行方を継続的にモニタリングすることが大切です。

Q & A CORNER 「どうしよう?」にお答えします! /



会計事務所に勤務する者です。

このたび、担当している会社が従業員を対象とした（企業型）確定拠出年金制度に加入することとなりました。

そこでお聞きしたいのですが、会社が支出した確定拠出年金の掛金は法人税法上の損金の額に算入されるのでしょうか。また、その掛金はその会社の従業員の給与所得にはならないのでしょうか。教えてください。

A



会社が支出した確定拠出年金の掛金は法人税法上の損金の額に算入されます。

また、その掛金は従業員の給与所得には含まれません。

詳細は下記解説をご参照ください。

1. 確定拠出年金とは

厚生労働省によれば、確定拠出年金とは、「拠出された掛金とその運用益との合計額をもとに、将来の給付額が決定する年金制度」とされています。

この確定拠出年金には、掛金を事業主が拠出する企業型確定拠出年金（企業型DC）と、掛金を加入者自身が拠出する個人型確定拠出年金（iDeCo：イデコ）の2種類があります。

2. 法人税法上の確定拠出年金の事業主掛金の損金算入規定の概要

法人税法上、内国法人が、各事業年度において、確定拠出年金法に規定する企業型年金規約に基づいて企業型年金加入者のために事業主掛金を支出した場合には、その支出した金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入すると定められています。

3. 所得税法上の確定拠出年金の事業主掛金の取扱いの概要

所得税法上、事業を営む個人又は法人が確定拠出年金法に規定する企業型年金規約に基づいて企業型年金加入者のために支出した事業主掛金は、その企業型年金加入者に対する給与所得に係る収入金額に含まれないものとして定められています。

したがって、会社が支出した（企業型）確定拠出年金の掛金は法人税法上の損金の額に算入され、また、その掛金は（企業型年金加入者である）従業員の給与所得には含まれないこととなります。

【参考】法令135、所令64、確定拠出年金法2、厚生労働省ホームページなど

